

消防
なんでも

南部分署



平成24年秋の全国火災予防運動

●期間

平成24年11月9日(金)から11月15日(木)までの7日間

●統一防火標語

「消すまでは
出ない行かない 離れない」

●住宅用火災警報器の重要性

火災をいち早く発見し、逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。住宅用火災警報器のおかげで大事に至らなかったケースがたくさんあり、火災現場から多くの命が救われています。火災から大切な生命・財産を守るため、設置されていない家庭は早急に住宅用火災警報器を設置しましょう。

●我が家を火災から守るために:
3つの習慣

○寝たばこは絶対やめる。

○ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

○ガスこんろのそばを離れる時は、必ず火を消す。4つの対策

○逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

○寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。

○火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。

○お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

■お問い合わせ先

阿蘇広域消防本部南部分署

TEL 62・90034



こちら

高森警察署です!



「全国地域安全運動」の実施について

「みんなでつくる安心の街」

(1)実施期間 10月11日(木)から10月20日(土)までの10日間

(2)運動の趣旨 「全国地域安全運動」は、犯罪のない安全な社会を実現するために、防犯協会をはじめとする関係機関等と、警察が連携し、各地でパトロールや防犯キャンペーンなどに取り組むものです。

○熊本県重点

子どもと女性の犯罪被害防止

オートバイ・自転車盗及び車上ねらいの防止

住宅を対象とした侵入犯罪の防止

○高森警察署重点

カギかけ運動の推進

万引き被害の防止

脱衣場狙い被害対策の推進

身近に潜む銃器

「あなたの情報提供をお待ちしています」

○拳銃110番報奨制度について

フリーダイヤル 0120-10-3774

警察が拳銃の情報提供を受けて拳銃等が押収され、かつ、犯人が検挙に至った場合、報奨金を支払う制度があります。

○旧軍用拳銃などが眠っていませんか

旧軍用拳銃は、大事な形見や遺品であっても所持することとが法律で禁止されています。

○自首減免制度について

「隠し持っていた拳銃を処分したい」

正当な理由なく拳銃を譲り受けたり、所持したりすれば罪となります。しかし、自ら進んで警察にその拳銃を提出した場合、罪が減輕又は免除されます。

■お問い合わせ先

高森警察署

TEL 62・0110

知って
おきたい

税情報



公売に参加したいときは

公売とは、差し押さえた財産を入札等の方法により売却する制度で、原則としてどなたでも参加することが出来ます。

公売は全国の国税局や税務署で行っており、官公庁オークションサイトを利用したインターネット公売も行っています。

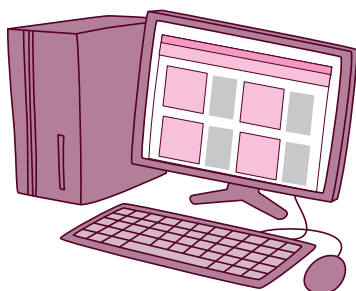
公売の日時や公売財産の内容については、公売を実施する国税局や税務署の掲示板に掲示する公売公告に記載しています。

また、国税庁ホームページでも情報を提供しています。(http://www.nta.go.jp)

公売手続などの詳細は、国税局や阿蘇税務署にお問い合わせください。

熊本国税局徴収課

電話 096・354・6171



■お問い合わせ先

阿蘇税務署

TEL 0967・221・0551